

## 食を活用した冬季誘客促進事業業務委託仕様書

## 1. 目的

本業務は、秋田県（以下、「甲」という。）の観光需要が落ち込む冬季の宿泊需要喚起を図るため、県内宿泊施設の「食」・「地酒」をテーマとし、特色ある県産食材を活用した宿泊プランを造成支援することで、冬季における個人型旅行の県内宿泊を促すことを目的とする。なお、別に実施する「秋田県冬の大型観光キャンペーン実施事業（以下「キャンペーン」という）」とも連携を図ること。

## 2. 予算額

7, 018, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3. 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

## 4. ペルソナについて

令和5年度に実施した冬季誘客キャンペーン「冬の秋田はほっとけない！」の継続性を意識しつつ、次のとおり「秋田県冬の大型観光キャンペーン用観光ガイドブック・ポスターデザイン等制作業務委託事業」と同様のペルソナを主なターゲットに、秋田の「食」・「地酒」を訴求する。

<ペルソナ像>

- ・首都圏在住の30代女性

（イメージ：東京で働いている娘が（60代の）母親を誘って一緒に冬の秋田を旅する）

<ペルソナ像の詳細設定（一例）>

- ・都内で働いている30代女性、一定の責任のある役職に就き収入も安定している
- ・実家の埼玉にいる母親を誘い母娘だけで冬の秋田を2泊3日で旅する
- ・今回は父親抜き之母娘旅、就職祝いの家族旅行以来の久しぶりの旅行
- ・費用は全て娘が持って雪景色の秋田でちょっと贅沢な料理やお酒、温泉でリラックスした旅行を楽しみたい

※この他、20代と50代の母娘や30代女性による女子旅などの設定も可能

## 5. 業務内容

## (1) 宿泊事業者への周知・募集について

(ア) 受託者（以下、「乙」という。）は県内宿泊事業者に対して、事前説明の機会を設けて機運醸成を図ること。なお、事前説明の方法は問わない。

(イ) 乙は本事業を県内宿泊事業者に対して広く周知・案内し、40施設以上（県南・県北・中央とした時に各エリア7施設以上）の参画事業者の獲得を図ること。

## (2) 個人型旅行商品の造成及び販売について

## 【資料2】

- (ア) 乙は参画事業者に対して個人型宿泊プランの造成及び販売に関する支援や助言を行うこと。
- (イ) 乙は秋田の「食」をテーマに、「朝食プラン」「夕食プラン」「地酒プラン」の κατηγοリーを意識した冬季限定プランの造成と、既存プランの磨き上げを参画事業者と連携して行い販売すること。
- (ウ) 特に「地酒プラン」については、参画事業者が「秋田の地酒を積極的にPRできるための手法（例：セミナーやアドバイザー）」を支援すること。なお、方法は問わない。
- (エ) 本事業の宿泊人泊目標について具体的な数値で示すこと。

対象期間：令和6年12月1日(日)～令和7年2月28日(金)

### (3) 観光誘客プロモーションの実施

#### (ア) 特集ページ制作

県内への宿泊予約を促進する特集ページをウェブ上に開設すること。

- ・メインビジュアル（秋田の「食」・「地酒」をイメージでき、かつ、「キャンペーン」とできるだけ親和性のあるもの）
- ・事業概要
- ・宿泊プラン（宿泊予約を促進させるための導線）
- ・秋田の「食」、「地酒」、「温泉地」等の情報
- ・アクセスマップ

※なお、「キャンペーン」の特設ページと相互リンクできる仕組みを構築すること

#### (イ) ウェブ広告

秋田県への宿泊予約に誘導するため、以下のようなウェブ広告を効果的に実施すること。なお、提案に当たっては、想定されるインプレッション数及びPV数などの数値目標を示すこと。

- ・ディスプレイ広告等の実施（バナー作成も委託費用に含む）
- ・その他効果的なウェブを活用した広告方法を積極的に提案すること

#### (ウ) 周知用チラシの作成

本事業の「事業概要」、「各プラン概要」、「特集ページへのリンク（二次元バーコード）」、「その他PRすべきポイント」等を掲載したチラシを制作すること。

- ・発行部数は5,000枚を想定しており、チラシデータと一緒に納品すること
- ・A4、カラー、1枚ものとする

※片面・両面は問わない。また材質は上質紙を想定しているが、企画提案及び甲乙協議の上で決定する。

- ・秋田の「食」、「地酒」をイメージできる画像を複数使用すること

※(ア)～(ウ)いずれも4.のペルソナを意識し制作することとし、秋田の「食」・「地酒」画像は本委託業務の予算でレンポジを購入するか、関係事業者から提供されたものを使用すること

## (4) 報告

月毎に集計したものを翌月報告し、事業終了後に誘客推進課へ事業報告書を提出すること。

## (ア) 月次報告書

- ・事業対象となる県内宿泊者情報（宿泊構成、年代、性別、居住地）
- ・宿泊施設への予約件数（実績）
- ・事業による流通額（実績）
- ・宿泊後に利用者から投稿される「クチコミ」情報（好事例や緊急の改善を要する内容）

## (イ) 事業報告書

- ・事業の全体概要
- ・事業実績
- ・その他必要事項

## (5) 独自提案事項

(1)～(4)の必須提案事項と連動し、本事業の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

## (6) その他

本事業とは別で実施する「キャンペーン」で制作するロゴの活用やWEB特集ページの相互プロモーション等と連携して実施すること。なお、事業連携にあたっては甲乙協議の上、実施すること。

- ・令和6年7月上旬 ロゴおよびキャッチコピー完成
- ・令和6年9月上旬 ガイドブック入稿予定
- ・令和6年9月上旬 メインビジュアルポスター入稿予定
- ・令和6年10月 キャンペーン特設サイト公開開始予定

## 6. 契約に関する条件等

## (1) 再委託等について

- ①乙は、本業務のすべてを第三者に再委託し、または、請け負わせてはならない。
- ②乙は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に書面にて提出して甲の承認を得るものとする。
- ③乙は、上記②により、再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所等を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

## (2) 業務の履行に関する措置

- ①甲は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ②乙は①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求の

あつた日から10日以内に県に書面で提出しなければならない。

(3) 権利の帰属等

著作権は甲に帰属することとする。ただし、疑義がある場合は甲乙協議の上定めるものとする。

(4) 機密の保持

乙は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

乙は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守するものとする。

(6) その他

この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。